

(3) 水道事業の広域化の推進

これまで広域的水道整備計画に基づき進められてきた、主に水道用水供給事業による一体的、広域的な水道施設整備は、経営基盤を強化しつつ、安定した水源の確保や水の広域的な融通に大きな役割を果たしてきた。しかし、昭和 60 年代以降は、市町村を超えた広域水道の数でみると大きな進展は見られない。

一方で、市町村合併による事業統合で実質的に事業規模が拡大した地域も見られる。このような情勢の変化等を踏まえ、財政的・技術的な基盤に課題がある水道事業体の運営基盤の強化を図るため、従来行ってきた施設の一体化による広域化に加え、経営の一体化、管理の一体化などを含めた「新たな水道広域化」を水道ビジョンの重要な施策として位置づけたところである。

この新たな水道広域化推進のため、様々な広域化の選択肢の中から、地域の実情に応じた最適な広域化形態を検討し、実行に移すための手順や材料を提供するための手引き作りを平成 17 年度より 3 カ年計画で行い、福島県、愛知県、大阪府、岡山県の 4 府県のモデル地域において、広域化についてケーススタディを実施した。これらケーススタディの結果や調査で得られた具体的な検討手法や各種知見を整理し、平成 20 年 8 月「水道広域化検討の手引き」作成、公表したところである。

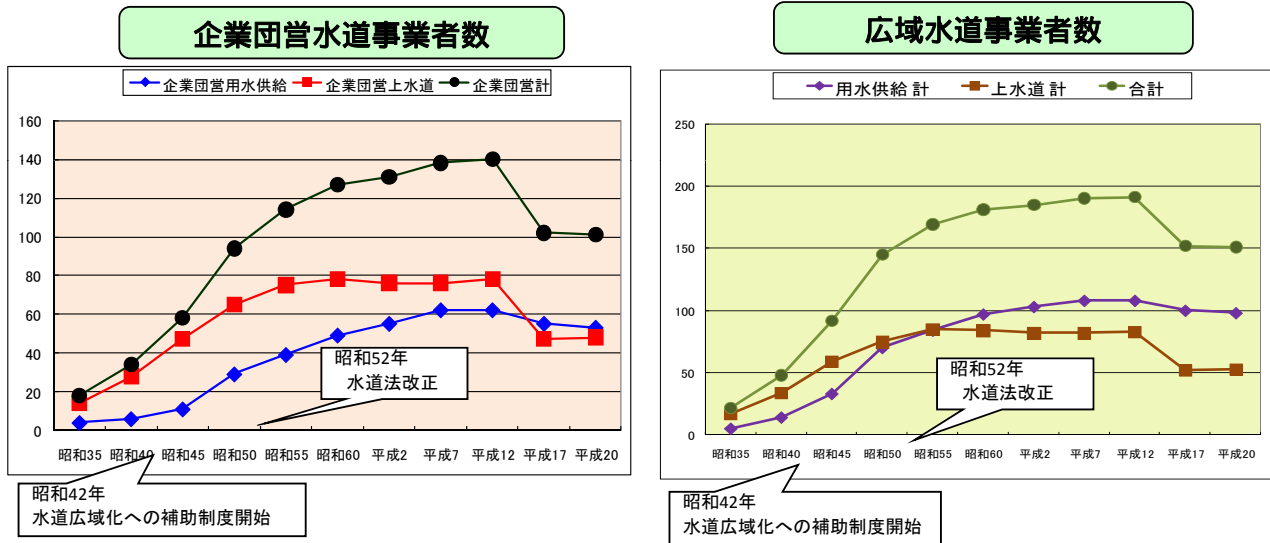
本手引きは、水道ビジョンに示された新たな概念の水道広域化について、その検討方法や進め方を示したものであり、都道府県の水道行政部局や水道事業者等が地域水道ビジョンなどの各種計画を策定する際に、広域化について検討するために利用する案内書としての活用をお願いする。本手引きでは、水道広域化の考え方や期待される効果を整理し（第 1 章）、次いで、水道広域化の検討を行う手順、検討における問題点や課題を把握する現状評価方法（業務指標を活用した方法等）、業務内容別検討事項（総務・経理・営業業務・給水装置・建設工務・維持管理・災害対策・再構築による更新合理化）を詳述している（第 2 章）。さらに、各業務における具体的な検討手順と計算例、結果評価及び留意事項を例示し（第 3 章）、水道広域化の導入実施手順やフォローアップについての考え方を記述している（第 4 章）。

広域化に関する最近の動きとしては、社団法人日本水道協会において「水道の安全保障に関する検討会」による検討成果を提言としてとりまとめ、「広域化」を目指して強い決意で取り組むべき、各地の水道の今後のあり方、広域化の進め方について具体的に議論を進めるべきとされており、今後の展開が期待される。

また、平成 20 年 7 月水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」において、広域的水道整備計画（以下「計画」という。）又は水道整備基本構想（以下「構想」という。）を策定や改定する際の留意事項を示している。構想については、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、現実方策の検討といった地域水道ビジョンに記載すべき事項を作成要領に追加して、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直し、計画についても本通知の記 3(6)に示す構想の視点を取り入れ検討することが望ましいとしたところであるので留意願いたい。

水道広域化の推進

広域水道の事業数の経緯

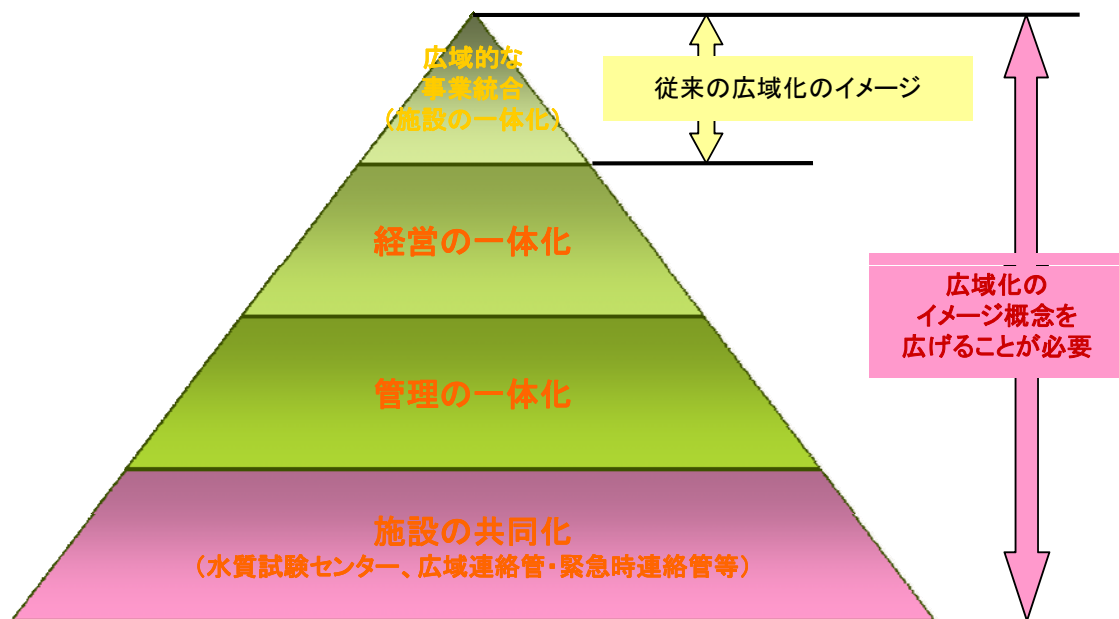


- 平成に入り、広域水道の事業数は、ほぼ横ばいで推移していたが、近年、市町村合併等の影響で、企業団営の事業が市町村営に変更になった事例もあることから、広域水道事業者数としては、減少傾向を示す。

出典：水道統計

水道広域化の推進

新たな水道広域化の概念図



出典：水道ビジョン（平成16年6月、厚生労働省）

水道広域化の推進

「水道広域化検討の手引き」構成と内容

都道府県の水道行政部局や水道事業者等が「地域水道ビジョン」などの各種計画を策定する際、**広域化について検討するために利用する案内書**

《目次構成》

I 章 総論

水道広域化の沿革、これまでの成果と課題。
新たな水道広域化の考え方や期待される効果を整理。

II 章 水道広域化の検討方法

水道広域化の検討を行う場合の手順を示し、検討に当たって、問題点や課題を把握する現状評価の方法、業務の共同化、経営の一体化、事業統合の検討の視点とその内容を示す。

- 総務関係 ➢ 営業業務関係 ➢ 建設・工務関係 ➢ 災害対策
- 経理関係 ➢ 給水装置関係 ➢ 維持管理関係 ➢ 施設再構築

III 章 水道広域化の検討事例

各業務（営業・管路管理・運転管理・水質管理・緊急用資材融通・施設更新効率化）に係るモデルケースを設定し、以下の事項を例示。

- 具体的な検討手順と計算例
- 検討結果に対する評価例
- 実施に当たっての留意事項

IV 章 水道広域化の導入手順 とフォローアップ

各種業務の共同化の実施体制と手続き、事業統合までの手続きと留意点及び水道広域化導入後の評価や見直し等についての考え方を示す。

参考資料編

水道広域化の推進

水道広域化促進事業の補助対象事業費の考え方

統合のインセンティブとするため、統合元が行う水道施設の整備（更新等）に対しても補助

既存施設であって、耐用年数を超過した水道施設の更新又は改修に対して補助

※修繕、補修、取替等の維持管理的工事を除く

補助対象事業費

1/3補助

小規模水道事業

（統合先）

給水人口：10万人以下
資本単価：90円以上

統合

水道施設整備費

補助対象事業費
上限

上限

1/3補助

大規模水道事業
水道用水供給事業

（統合元）